平成 8 年 3 月 2 9 日 長崎県公安委員会規則第6号 最終改正 平成19年5月25日

指定自動車教習所における仮運転免許関係事務の委託に関する規則 (目的)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条第1項、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第40条の2及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。)第31条の4の2の規定に基づき、長崎県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う運転免許関係事務のうち、指定自動車教習所(以下「指定教習所」という。)の教習生に係る仮運転免許事務(以下「仮運転免許事務」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(仮運転免許事務の委託)

第2条 公安委員会は、法第108条第1項及び施行規則第31条の4の2の規定により認めた法人(以下「受託者」という。)に、仮運転免許事務を委託するものとする。

(委託する仮運転免許事務)

- 第3条 委託する仮運転免許事務は、次に掲げるものとする。
 - (1) 仮運転免許申請の受理に関する事務
 - (2) 仮運転免許に係る適性試験及び学科試験の実施(合否の判定を除く。) に関する事務
 - (3) 仮運転免許証の作成及び交付に関する事務

(仮運転免許事務の場所)

第4条 受託者は、当該事務を指定教習所において行わせるものとする。

(その他必要事項)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則を実施するために必要な事項は、長崎県警察本部長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年長崎県公安委員会規則第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成19年長崎県公安委員会規則第16号)

この規則は、平成19年6月2日から施行する。